

4 政治団体とはどのような団体をいいますか。

規正法の定める政治団体には、本来の政治団体と政治団体とみなされる団体の2種類があり、それぞれ以下のとおり規定されています。

1 規正法の定める政治団体

(1) 政治団体

規正法3条で、「政治団体とは、次に掲げる団体をいう。」と定義しています。

- ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（1号団体）

一般の政治団体がこれにあたります。

- ② 特定の「公職の候補者」を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（2号団体）

公職の候補者の後援団体（後援会）がこれにあたります。

- ③ 上記の①及び②以外の団体で、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること」や「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること」を主たる活動として、組織的かつ継続的に行う団体（3号団体）

これらの区別は「その政治目的が綱領、規約等に明記されるなど外見的に明らかなもの」によるとされています。

(2) 政治団体とみなされる団体

規正法は、上記（1）政治団体以外に、次の団体についても政治団体とみなして同法を適用しています。

- ① **政策研究団体**（規正法5条①Ⅰ）

政策研究団体とは「政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの」をいいます。

- ② **政治資金団体**（規正法5条①Ⅱ）

政治資金団体とは「政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が当該政党の政治資金団体になるべき団体として指定し、総務大臣に届け出たもの」をいいます。指定できるのは各政党とも1団体に限られます。

③ 規正法 18 条の 2 の政治団体（特定パーティー開催団体）

政治資金パーティーは、原則として政治団体によって開催されるようにしなければならないとされていますが、政治団体以外の者が開催することも可能です。

政治団体以外の者がパーティー券収入が 1 千万円以上と見込まれる政治資金パーティー（特定パーティーといいます。）を開催する場合には、当該政治資金パーティーを開催しようとするときから政治団体とみなされ、政治団体の届出が必要となります。この届出団体を「特定パーティー開催団体」といいます（63 ページ参照）。

なお、政治資金パーティーを政治団体以外の団体（特定パーティー開催団体を含む。）が開催し、残額を寄附するときには、政治団体とみなされず「会社・労働組合その他の団体」として、規正法による寄附の禁止や量的制限等の規制を受けます。

2 政治活動を行う団体

「政治活動を行う団体」とは、本来、政治活動以外の目的を持ち、「副次的に（一時的に）政治活動を行う団体」をいいます。例えば労働組合は、労働組合法の適用を受ける団体ですが、その時々において政治活動を行う場合もあります。このような団体は規正法の対象とはなりません。

しかし、このような団体が、政治活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行なっている場合には、規正法の対象となる政治団体と解されることとなります。

ただし、規正法の対象外となっている団体であっても、実際に政治活動を行う場合には公選法でいう「政治活動を行う団体」には含まれますので、選挙期間中の政治活動が制限される点に注意が必要です（「4 選挙期間中の政治活動で何が規制されますか。」88 ページ参照）。

3 政治団体の種類

政治団体には、下記の種類があります。

政党	次のいずれかにあてはまる団体 ア 所属する国会議員を5人以上有すること イ 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（比例代表・選挙区）のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上 国会議員関係政治団体 みなし1号団体
政治資金団体	政党のために資金の援助をする目的を有する団体で、政党が指定し、総務大臣に届出をした団体
その他の政治団体	政党・政治資金団体以外の政治団体 国会議員関係政治団体 1号団体・2号団体 ＜資金管理団体＞ 公職の候補者が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けべき政治団体として指定したもの

※ 国会議員関係政治団体については16ページ参照

（参考）政党・政治資金団体

（令和6年1月25日現在）

政党	政治資金団体
教育無償化を実現する会	
公明党	
国民民主党	国民改革懇話会
参政党	
社会民主党	
自由民主党本部	一般財団法人国民政治協会
日本維新の会	
日本共産党中央委員会	
みんなでつくる党	未来創造党
立憲民主党	
れいわ新選組	